

兵庫労働局雇用環境・均等部からのお知らせ

◆女性活躍推進法

女性活躍推進法の省令改正により、労働者が**301人以上の事業主**は「**男女の賃金の差異**」について、「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページで公表することが義務となりました。

令和4年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内**に公表していただきます。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



※ 男女の賃金の差異の算出方法等について（解説資料）が掲載されています。

◆育児・介護休業法

男女とも仕事と育児を両立できるように、法律が改正されました。

令和4年10月1日施行

- 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- 育児休業の分割取得

他

詳しくは、こちらをチェック！



兵庫労働局 育児・介護休業法

検索

令和5年4月1日施行

- 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1,000人超の事業主が対象）

◆労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止措置関係）

職場のパワーハラスメント防止措置が中小企業事業主にも義務化されました。事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです

- ①事業主の**方針等の明確化**および**周知・啓発**
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な**体制の整備**
- ③職場におけるパワハラに関する**事後の迅速かつ適切な対応**
- ④プライバシー保護措置、不利益取扱い禁止

詳しくは、こちらをチェック！



NO あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

- 顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）の防止対策の一環として、「**カスタマーハラスメント対策企業マニュアル**」を作成しています。

厚生労働省
HP



- ◆ 兵庫労働局では、**改正育児介護休業法**、**パワーハラスメント対策**について、**解説動画**を**配信**しております。

兵庫労働局 改正育児・介護休業法等解説セミナー

検索

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/20211213seminar.html

【お問い合わせ先】 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 078-367-0820
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F